



問 耕作放棄地、荒廃農地の現状と今後の農業について

答 地域計画を策定し、町が目指すべき将来の農業、農地利用を明確化する

「農地を守る」ということは必要なことだと思うが、時代の流れに沿っての「改革」も必要だと考えるが。

問 本町における耕作放棄地（遊休農地）、荒廃農地等の現状は。

産業課長 農地総面積965万4,900㎡に対しまして、遊休農地の面積は6万8,740㎡であり、その割合は0.7%で、再生利用が困難な農地、いわゆる荒廃農地の判断はしていません。

問 農地中間管理機構への貸付を推奨しているが、現在の集積率などの成果は。

産業課長 集積率が5.07%、筆数で346筆、面積48万9,112㎡となっています。

問 今後、更なる高齢化や労働力不足が考えられるが、その対策は。

産業課長 農業の担い手確保としては、新規就農者を増やしていくことが重要であると認識しています。認定新規就農者のメリットである国や県の補助金、青年等就農資金、経営所得安定対策のゲタ・ナラシ対策などを活用することができるといった案内を広報やホームページで行い、新規就農者に対するPRをしていきたいと考えています。

問 6次産業化についての町の考えは。

産業課長 今後は、ごかみらいLabを中心に支援体制の整備などの仕組みづくりを行いまして、農業者の受け皿となるよう

進め、6次産業化の推進を図っていきたくと考えています。

問 今後の農業をどのように考えていくのか。

産業課長 現在、町で進めている開発事業に約60haの農地が対象エリアに含まれています。今後、都市計画マスタープランに基づく開発を進めるべき土地などを考慮し、農業と都市計画の整備について土地利用の調和を図りつつ進められるよう努めていきます。また、農業・農地の将来的なビジョン、目標を明確化するため、令和6年度中に五霞町が目指すべき将来の農業、農地利用の姿を明確化する地域計画を策定し、町の農業の発展に向けた取組を進めていきます。

農地中間管理機構

都道府県知事から指定を受けた組織で、農地を貸したい人から借り受け、まとまりのある形で農用地を利用できるようにして、意欲のある担い手（規模を拡大したい人や新規就農者など）に貸し付けを行っている。「農地バンク」とも言う。

